

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年1月13日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和2年1月13日(月)
午前9時30分から午前10時まで
- 2 開催場所 東海村役場3階庁議室
- 3 会議に付議した事件
議案第1号 専決処分承認を求めることについて
議案第2号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第3号 東海村議会議員一般選挙における選挙人名簿への登録について
議案第4号 東海村議会議員一般選挙における選挙人名簿の調製について
議案第5号 東海村議会議員一般選挙における選挙運動費用の法定制限額の決定について
議案第6号 直接請求の法定数の告示について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 高橋 康夫
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 菊池 敬 書記長補佐 鷹野 光寿
書記 須藤 博 書記 星野 直
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前9時30分

○**本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○**本多委員長** 本日の議案は、東海村議会議員一般選挙に係るものが6件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」事務局より説明をお願いいたします。

○**須藤書記** 議案第1号は、令和2年1月19日執行の東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求めものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第1号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第2号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第2号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第2号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第2号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第3号 東海村議会議員一般選挙における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第3号は、公職選挙法第22条第1項の規定により東海村議会議員一般選挙における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は令和2年1月13日、登録日は令和2年1月13日、登録資格要件としては、（1）住所移転者が、令和元年10月13日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。（2）年齢満18年以上の者が、平成14年1月20日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第3号 東海村議会議員一般選挙における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第3号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第4号 東海村議会議員一般選挙における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第4号は、公職選挙法第19条第2項の規定により東海村議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回令和元年12月の定時登録者数31,310名から30名増の31,340名となりました。30名増の根拠といたしましては、抹消者数が153名、回復者数が1名、新規登録者数が129名、新有権者数が53名となっています。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第4号 東海村議会議員一般選挙における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第5号 東海村議会議員一般選挙における選挙運動費用の法定制限額の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第5号は、公職選挙法第194条の規定により東海村議会議員一般選挙における選挙運動費用の法定制限額を金2,850,100円と定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第5号 東海村議会議員一般選挙における選挙運動費用の法定制限額の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第5号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第6号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第6号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第6号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第6号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長**　その他としまして、事務局から何かありますか。

○**須藤書記**　次回の選挙管理委員会は明日1月14日の開催となります。東海村議会議員一般選挙における選挙公報及び氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの執行等を行いますので、よろしくお願いいたします。

○**本多委員長**　以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会　午前10時